

○国立大学法人横浜国立大学学術指導取扱規則

(令和元年9月12日規則第19号)

改正 令和2年3月30日規則第65号 令和2年8月7日規則第98号
令和3年3月29日規則第30号 令和4年3月30日規則第49号
令和4年10月27日規則第103号 令和5年3月30日規則第49号
令和6年3月29日規則第43号 令和6年10月2日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）における学術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の規則等との関係)

第2条 本学における学術指導の取り扱いについては、他の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「学術指導」とは、会社その他の団体等（以下「申込者」という。）からの委託を受けて、本学の教職員が研究成果及び知見等による学術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって申込者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を申込者が負担するものをいう。

(2) 「部局」とは、本学の事務局（監査室を含む。）、教育学部、経済学部、経営学部、理工学部、都市科学部、国際社会科学研究院、工学研究院、環境情報研究院、都市イノベーション研究院、先進実践学環、先端科学高等研究院、総合学術高等研究院、ダイバーシティ戦略推進本部、教育推進機構、研究推進機構、情報戦略推進機構、国際戦略推進機構、地域連携推進機構、安全衛生推進機構及び経営戦略本部をいう。

(3) 「部局長」とは、前号に定める部局の長をいう。

(4) 「学術指導者」とは、学術指導を実施する本学の教職員をいう。

(5) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権及びこれらの権利の登録を受ける権利並びに外国におけるこれらに相当する権利

イ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定されるプログラム及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらに相当する権利

ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、本学及び申込者が協議の上、特に指定するものに係る権利

(受入れの基準)

第4条 学術指導は、原則として本学の教職員の職務と同一のもの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うことができる。

(受入れの条件)

第5条 学術指導を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、申込者の都合により一方的に中止することはできないこと。
- (2) 申込者は、学術指導の対価（以下「学術指導料」という。）を所定の期日までに納付すること。
- (3) 納付された学術指導料は、原則、返還しないこと。

(申込み)

第6条 学術指導の申込みをしようとする者は、学術指導者が所属する部局の長に別紙様式による学術指導申込書兼受諾書（以下「申込書等」という。）を提出するものとする。

(受入れの検討)

第7条 部局長は、前条に基づき学術指導の申込みがあった場合は、その内容等について第4条に定める受入れ基準に基づき審査を行い、受入れの可否を検討するものとする。

2 部局長は、受入れが可能と判断した場合には、申込書等に確認印を押印し学長に送付するものとする。

(受諾)

第8条 学長は、前条に基づき送付された申込書等の内容を確認し、受諾の可否を判断する。

2 学長は、学術指導の申込みについて受諾する場合は、申込書等に公印を押印し、学術指導者の所属する部局の長を経由し、申込者に交付するものとする。

(学術指導料)

第9条 学術指導料は、申込者及び学長が協議の上、定める額とする。

(経費の経理)

第10条 学術指導に要する経費（交通費等を除く。）は、すべて大学の会計を通して経理しなければならない。

2 学術指導料のうち、原則として10%に相当する額は共通管理経費として受け入れ、残額は学術指導に係る直接経費として受け入れる。この場合において、直接経費として受け入れる学術指導料は、学術指導者の研究費に配分するものとする。

(学術指導の中止又は期間の延長)

第11条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。

2 学長は、前項の規定により当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定した場合には、その旨を申込者及び部局長に通知するものとする。

(知的財産権)

第12条 学術指導により生じた知的財産権の取扱いについては、国立大学法人横浜国立大学職務発明規則（平成16年規則第107号）の規定を適用する。

(秘密の保持)

第13条 学長は、学術指導申込みの受諾にあたり、学術指導実施に際して学術指導者が申込者より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、申込者と協議の上、非公開とすることを定めることができるものとする。

(成果の公表)

第14条 学長は、学術指導による成果の公表の時期及び方法について、知的財産権の取得の妨げにならない範囲において、申込者と協議の上、別に定めるものとする。

(学術指導報告)

第15条 学術指導者は学術指導が終了したときは、遅滞なく、部局長に報告を行うものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、学長にその旨を報告するものとする。

(事務取扱)

第16条 学術指導に関する事務は、研究・学術情報部産学・地域連携課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年9月12日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第65号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月7日規則第98号)

この規則は、令和2年8月7日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第30号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第49号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月27日規則第103号)

この規則は、令和4年10月27日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第49号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第43号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月2日規則第51号)

この規則は、令和6年10月2日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

様式

[別紙参照]

学術指導申込書兼受諾書

令和 年 月 日

国立大学法人横浜国立大学長 殿

所在地
機関等名称
代表者氏名 職印

学術指導実施条件（別紙）を確認・承諾し、下記のとおり、学術指導を申し込みます。

記

1. 学術指導を希望する教職員（所属部局・職名・氏名）
2. 学術指導の件名
3. 学術指導の内容
4. 学術指導の期間及び学術指導の回数・時間
・学術指導の実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
・学術指導の回数・時間 □年 □月 □週 回・全 回・1回当たり 時間
5. 学術指導料（実施場所への交通費等が生じる場合は、別途、学術指導者へ直接支給します。）

円（消費税込み）

（うち、原則 10%相当額は大学側の共通管理経費）

6. 学術指導の実施場所
7. 連絡事務担当先
・連絡担当者：
・郵便番号：
・住所：
・電話番号：
・メールアドレス：

上記の学術指導の申し込みを受諾します。

令和 年 月 日

神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台 79-1
国立大学法人横浜国立大学
学長 ○○○○ 公印

令和 年 月 日 実施部局長確認 印

別紙

○国立大学法人横浜国立大学学術指導実施条件

学術指導に関しては以下を条件とする。

(定義)

第1条 この条件において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「学術指導」とは、会社その他の団体等(以下「申込者」という。)からの委託を受けて、本学の教職員が研究成果及び知見等による学術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって申込者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を申込者が負担するものをいう。
- (2)「学術指導者」とは、学術指導を実施する本学の教職員をいう。
- (3)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権及びこれらの権利の登録を受ける権利並びに外国におけるこれらに相当する権利
 - イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定されるプログラム及びデータベースの著作物以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国におけるこれらに相当する権利
 - ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、本学及び申込者が協議の上、特に指定するものに係る権利

(学術指導料等)

第2条 申込者は、学術指導の対価として、学術指導料を本学に支払う。

2 学術指導者が申込者の事業所その他申込者の指定する場所において学術指導に従事する場合、申込者は、学術指導に伴う交通費及び宿泊費等を負担し、これを直接、学術指導者に支払う。

(学術指導料等の支払い)

第3条 申込者は、本学の発行する請求書により、当該請求書の発行日を含む月の翌月末日までに、一括で学術指導料を本学に納付しなければならない。その際の振込み手数料その他の納付費用は申込者の負担とする。

2 申込者は、前項に定めた納付期限までに学術指導料を納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対し民法(明治29年法律第89号)第404条に規定される法定利率で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 本学は、原則として、申込者から支払いを受けた学術指導料を申込者に返還しない。ただし、本学が、その責めに帰すべき事由により、学術指導の全部又は一部を提供することができなかつたときは、この限りでない。

(知的財産権の帰属等)

第4条 学術指導の過程において、又は学術指導の結果として生じた知的財産権の帰属、実施その他の取扱いについては、当事者間で協議する。

(秘密の保持)

第5条 本学及び申込者は、学術指導に関し、一方当事者(以下、「開示当事者」という。)から他方当事者(以下、「受領当事者」という。)に提供若しくは開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報であって、提供若しくは開示の際に開示当事者から秘密である旨の表示が書面により明確になされたもの、又は提供若しくは開示に際し秘密である旨を明示して口頭により提供若しくは開示され、かつ、提供若しくは開示後30日以内に受領当事者に対して開示内容が書面で通知されたもの(以下「秘密情報」という。)については、学術指導申込書兼受諾書第4項に記載の本学術指導の実施期間中及びその終了後3年間は、開示当事者の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明しうる情報については、この限りではない。

- (1) 提供若しくは開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報
- (2) 提供若しくは開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 提供若しくは開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 開示当事者から提供若しくは開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得た情報

2 本学及び申込者は、開示当事者より提供若しくは開示を受け、又は知り得た秘密情報を学術指導の目的(学術指導申込書兼受諾書3項「学術指導の内容」による申込者の課題解決)以外の

目的のために使用してはならない。ただし、開示当事者の書面による事前の承諾を得たときは、この限りでない。

- 3 秘密情報の受領当事者が裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。受領当事者は、開示に先立ち、開示当事者に対して、開示を命じられた旨を通知し、可能な限り開示当事者の秘密情報を保護するものとする。なお事前に通知が不可能な場合は遅滞なく開示までの経緯及び開示した範囲等を開示当事者に通知する。

(学術指導の公表)

第6条 本学及び申込者は、学術指導実施の事実、学術指導の内容、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議しなければならない。

(免責)

第7条 本学は、学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他申込者の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該申込者の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

(申込みの解除)

第8条 本学は、申込者が学術指導料を所定の納付期限までに納付しない場合その他申込者が諸条件に違反した場合において、相当の期間を定めてその是正を申込者に催告し、申込者においてこれを是正しないときは、本申込みに係る受諾を解除することができる。

- 2 申込者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、本学は、催告その他何らの手続を要せず、本申込みに係る受諾を解除することができる。

(1)破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立を受けたとき。

(2)銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。

(3)差押え、仮差押え、担保権の実行又は滞納処分等を受けたとき。

(中止・変更)

第9条 申込者は、申込者の都合により一方的に学術指導を中止することはできない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、本学と申込者が協議の上、学術指導の中止若しくは実施期間の変更をすることができる。

(終了後の効力)

第10条 学術指導が終了した場合においても、第5条から第7条までの規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(裁判管轄)

第11条 学術指導に関する訴えは、本学の所在地を管轄する裁判所に属する。

(協議)

第12条 本実施条件に定めのない事項又は疑義を生じたときは、本学及び申込者は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

以上